

を進めて行くためには、ショートステイ、訪問看護の充実とともに、日常生活指導、心身機能維持、社会参加の推進と、家族の休養をはかるデイケア制度の確立が望まれる。中野区での試みは、地方自治体が行政として積極的に取り上げた最初であり、円滑な運用が期待される。

## 20. 当院におけるデイ・ホスピタル活動および移送サービス・システム作りの経験

国療東京病院理学診療科 小倉美智子

近年、入院医療から地域・家庭での医療へ、と目が向けられつつある。今回、私達は、昭59年10月1日に発足した当院のデイ・ホスピタルの活動状況について、アンケート、電話、面接などの調査を行い、現時点での問題点について考察した。また、通所施設継続の際、大きな問題となる「患者移送」と関連して、「清瀬市移送サービスの会」を紹介した。

**【対象および結果】** 発足当時は、機能的・社会的に問題のある患者を対象と考えていたが、41名（平均年齢60.5歳）中、屋内歩行レベル以下の者は約1/8にすぎなかった。昭60年4月30日現在のところ、当院のデイ・ホスピタルは、近隣に住み、通所可能な患者が大半を占めており、機能維持訓練や社会との接触を本当に必要としている屋内歩行レベル以下の患者には利用できていない、といえる。

**【考察】** その原因としては、彼らの側に、移動の手段がないこと、付添いがないこと、病院側のスタッフ不足、移送サービスの不備、などが挙げられると思われた。今後は、地域患者の実態調査などを行い、関係諸機関との有機的連携を作り出す努力をすべきだと考えているが、暗中模索の状態である。

当日は、昭58年2月1日に発足した「清瀬市移送サービスの会」の報告も併せて行った。

## 21. 長崎における地域リハビリテーションの取り組み（第3報）—老人保健法を中心に

長崎大整形外科

松坂 誠應 藤田 雅章 茅野 丈二

国療長崎病院リハ科

浜村 明徳 林 拓男 岩永 博隆

長崎労災病院整形外科 野口 雅夫

老人保健法の施行によって、老人を中心とする長崎の地域リハ活動はこの法律を基軸に集約されようとしている。現在、そのあり方をめぐって調査研究中であるが、

研究事業は都市部や離島・辺地をモデル地区に、所轄の保健所を窓口とし、地域のあらゆる社会資源を利用しながら、①ケースへの指導、②健康教育、③啓蒙活動、④システム化への働きかけなどの活動を中心に、その地域で可能な地域リハ活動のあり方を模索している。

これまでの活動では、対象者の7割が脳卒中後遺症者であった。彼等の抱える問題も多様で指導内容も多岐にわたっていたが、中でも、①日常生活の過ごし方に関する全般的な指導、②家族への働きかけ、③健康管理に関する指導等が目立った。実際の指導においては、回復しようもない障害に終わりなき訓練をくり返すようなやり方ではなく、実生活から生じるニーズを的確に把握し、生活に直結できるような指導を実施すべきであろうと思われた。

効果としては、障害の改善というより、訓練の場における多くの人々とのかかわりが、障害を客観的にながめられる機会となったり、訓練における活動が体を動かすことへの自信につながっているように思われた。

また、ニーズの多様性や活動の継続性等を考えると、組織化・システム化に向けての活動と健康教育などの場を利用し、地域住民の理解と協力を得るよう働きかけることも欠かせない活動であると考える。

**質問** 館山リハセンター 林 弘：私も南房総の過疎地帯で、先生と同様の地域モデルの仕事を始めたところだが、この場合地域に出張する専門家たちは、住民にとっては所詮 stranger であり、日常医療の大切な相談相手は地域の開業医である。このモデルの中で、開業医はどのような位置づけをされているのか。あるいは、将来どのような位置づけを考えておられるのか。

**答** 松坂 誠應：地域医療を第一線で支えているのは地元の開業医の先生方であり、我々研究班は、あくまでも stranger である。地元医師会との連携については、保健所が窓口となって行っている。A地区では、本研究事業をきっかけとして医師会が、約50名の訪問診査を行うようになった。

## 22. 栃木県の肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設修了者の追跡調査

栃木県身体障害医療福祉センター整形外科

神前 智一 高柳慎八郎 猪飼 哲夫

平井美智子

**【目的】** 栃木県では、昭和35年に肢体不自由児施設として若草学園が設置され、翌36年には肢体不自由者更生施設として更生指導所が設置された。昭和48年、